

産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）及び鳥取県産業未来共創条例施行規則（令和5年鳥取県規則第32号。以下「規則」という。）の規定に基づき、産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉は、事業者が策定する新たな取組に関する事業を産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉として認定し、もって事業者並びに県内の産業の再生・発展を図るとともに、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第14条の規定による経営革新計画策定等の更なる発展への意欲を高めることを目的とする。

(定義)

第3条 条例第2条に定めるもののほかこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業者」とは、強化法第2条第1項第1号～第5号に定めるもの又は県内産業の再生・発展のため特に必要があるとして商工労働部長が認める団体をいう。
- (2) 「新たな取組」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の生産又は販売の新たな方式の導入、デジタル技術を活用した販路開拓手段の導入並びに役務の提供の新たな方式の導入その他の新たな事業活動であって事業者が初めて取り組むものをいう。
- (3) 「商工団体」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に定める商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に定める県商工会連合会（商工会の地区を広域的に支援するために県商工会連合会内に設置する組織を含む。）及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める県中小企業団体中央会をいう。

(申請等)

第4条 産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、規則に定める申請書に、様式第1号による計画（以下「計画」という。）等を添えたものの正・副各1部を申請者の所在地を管轄する商工団体（以下「所管商工団体」という。）に申請するものとする。

- 2 商工団体は、前項により申請された計画について、実現可能性、その他の要件を審査し、適当と認められたものについて、様式第2号により知事に申請書の正1部を送付するものとする。
- 3 第1項の申請を行うことができる事業者は、鳥取県内に主たる事業所を有する事業者のうち、所管商工団体から継続的指導を受けている者とする。ただし、原則として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む又は営もうとする者を除くものとする。

(計画)

第5条 計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない

- (1) 実施主体の概要
- (2) 計画の概要
- (3) 既存事業の概要
- (4) 経営課題
- (5) 過去に利用した補助金等
- (6) 新たな取組の内容
- (7) 経営の向上の程度を示す指標
- (8) 経営計画

(9) 新たな取組の実施項目、期間、資金計画

(計画の認定)

第6条 知事は、申請書が提出されたときは、計画が次条第1項及び第2項に定める基準により審査し、これに適合することを確認したものについて、産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉として認定する。

2 知事は、前項の規定により計画の認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を所管商工団体を經由し申請者に通知する。

(認定基準)

第7条 前条第1項の認定は、次の各号及び次項の基準をすべて満たす場合に行うものとする。

(1) 計画に記載した内容が新たな取組に該当すること。

(2) 計画終了日の属する期末における売上高、付加価値額、経常利益のいずれかが申請日前の直近期末と比較して増加する計画であること。

(3) 実質的な労働に伴い前号の数値が達成できる計画であること。

(4) 計画の実施により、県内経済の再生・県内経済の発展に寄与する計画であること。

(5) 計画の実現可能性があること。

(6) 計画が関係法令に違反しないこと。

(7) 計画が公序良俗に反しないこと。

2 前項に掲げる認定基準の詳細については別途定める。

3 前条第1項の規定に関わらず、第1項第5号の審査については、所管商工団体が行うものとし、知事は改めて審査を行わない。ただし、知事は必要に応じて審査結果について所管商工団体と協議を行うことが出来る。

(認定をしない場合)

第8条 前条の規定にかかわらず、県は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定をしない。

(1) 第4条第1項の規定による申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）。

(3) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。

(4) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

(実施計画の変更等)

第9条 産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた計画を変更しようとするときは、様式第3号による変更申請を所管商工団体を經由し知事に申請し、変更承認を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、軽微な変更について変更承認を要しないものとする。ただし、商工団体はその内容について県に報告しなければならない。

3 第4条の規定は、第1項の承認について準用する。

(認定の取消等)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業者は、所管商工団体を經由して知事に速やかに報告しなければならない。

- (1) 認定事業者が第3条第1項に規定する事業者でなくなったとき。
 - (2) 産業未来共創事業〈新たな企業価値創造型〉を実行することが困難なことが確実になったとき。
- 2 前項の報告を受けたときは、知事は当該認定を取り消すものとする。

(中間状況報告)

- 第11条 計画期間中の認定事業者は、計画の認定を受けて計画期間が終了するまでの間の毎年8月31日現在及び毎年2月末日現在の売上高、付加価値額、経常利益等の状況について、それぞれ9月15日及び3月15日までに商工団体の定める方法により報告しなければならない。
- 2 商工団体は前項の規定により報告された内容を取りまとめ、それぞれ9月30日及び3月31日までに県に報告するものとする。

(最終状況報告)

- 第12条 認定事業者は、計画期間終了後、計画期間最終日現在の売上高、付加価値額、経常利益等の状況について、計画期間終了後15日以内に商工団体の定める方法により報告しなければならない。
- 2 商工団体は、前項の規定により報告された内容を取りまとめ、3月1日から8月31日までに報告されたものを9月30日までに、9月1日から2月末日までに報告されたものを3月31日までに、それぞれ県に報告するものとする。

(所掌)

- 第13条 この要領に関する事務は、商工労働部企業支援課において所掌する。

(認定事業等の公開)

- 第14条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報(事業者名、計画名、補助予定金額等)を公開することができるものとする。

(その他)

- 第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要領は、令和5年7月13日から施行する。